

平成23年度科学研究費補助金
(研究成果公開促進費)

書 面 審 査 の 手 引

平成22年12月

独立行政法人 日本学術振興会

は し が き

本手引は、科学研究費補助金（研究成果公開促進費）のうち「学術定期刊行物」、「学術図書」及び「データベース」の審査に関し、書面審査の便宜のために独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会の決定に基づき作成しています。

審査に当たっては、本手引により、遺漏なく実施されるようお願いいたします。

目 次

I	審査の仕組み	1
II	審査における基本的な留意事項	4
III	書面審査の指針	5
IV	研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等 〔「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」（抜粋） （平成18年9月22日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定） 平成22年9月29日一部改正〕	7
V	書面審査を行うにあたって	14
VI	書面審査終了後における審査関係資料の返送について	15
VII	合議審査について	16
VIII	各小委員会の開催予定について	16
参考1	書面審査表の見方	
	学術定期刊行物	22
	学 術 図 書	24
	データベース（研究成果データベース）	26
	データベース（学術誌データベース）	28
参考2	科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄）	33
参考3	独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方	49

I 審査の仕組み

以下、日本学術振興会における審査の仕組みをご説明しますので、全文を必ず読んで下さるようお願いいたします。

(1) 審査の基本:ピア・レビュー

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選んだ研究者(ピア)が、科学的良心に基づき、学術的価値について、評価・審査するピア・レビューにより発展してきました。科研費の審査も、このピア・レビューにより行われます。審査委員に選ばれた方々は、すでに科研費等の取得を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピア・レビューアーとしてふさわしい方々です。ピア・レビューの意義を十分に理解して審査に当たっていただきますようお願いいたします。

(2) 利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、一人の研究者としての立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反(Conflicts of interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入るものでありますので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行う心構えをもっていただくことをお願いいたします。

(3) 利害関係者の排除

審査に当たり、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、そのことを電子申請システムに登録していただくことになっております。(「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」第八条第二号によって、ご自身の応募課題はもちろん、「応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において」親族関係、事業遂行における緊密な関係、同一研究単位での所属関係、密接な師弟関係等、ご自身と密接な関係にある応募者の応募課題の審査には関わらないこととされています。詳細は3頁を参照してください。)

ただし、例えば、単に同じ学会、研究会、同じ学部、学科、研究科、専攻に属しているだけでは、利害関係者には当たりません。個別具体的なケースについて判断に迷う場合には、日本学術振興会にお問い合わせください。

なお、審査の途中で審査対象課題の中に利害関係者のものが含まれていることに気づいた場合には、その旨を直ちに日本学術振興会へご連絡のうえ当該審査を行わないようにしてください。

(4) 審査種目と審査の仕方

科学研究費補助金(研究成果公開促進費)のうち、「学術定期刊行物」、「学術図書」、「データベース」の審査は、計画調書等の書面により個別に行う「書面審査」と、分野ごとの小委員会での合議による「合議審査」によって行われます。

書面審査では、分野ごとに3人の審査委員に、個々の計画の学術的価値等について個別に評価を行っていただき、評点を付すとともに審査意見を記入していただきます。

合議審査は、4小委員会による25グループ(次頁(別表)「審査グループ一覧」参照)に分かれて評価を行っていただきます。ここでは、書面審査を担当した審査委員の総合評点及び審査意見が、審査委員名とともに審査資料として提示されます。

これらの資料、統計処理した資料及び個々の計画調書をもとに、審査委員の合議により、採択課題を選定します。

<審査グループ一覧>

【人文科学系小委員会】

審査グループ	審査希望分野	番号	参考となる関連専門分野
A 1	哲 学	110	哲学・倫理学 中国哲学 印度哲学・仏教学 宗教学 思想史 美学・美術史
A 2	文 学 A	120	日本文学
A 3	文 学 B	130	ヨーロッパ語系文学 各国文学・文学論 その他文学Aに該当しないもの
A 4	言 語 学	140	言語学 日本語学 英語学 日本語教育 外国語教育
A 5	史 学 A	150	日本史
A 6	史 学 B	160	史学一般 東洋史 西洋史 考古学 その他史学Aに該当しないもの
A 7	人 文 地 理 学 ・ 文 化 人 類 学	170	人文地理学 文化人類学・民俗学

【社会科学系小委員会】

審査グループ	審査希望分野	番号	参考となる関連専門分野
B 1	法 学	210	基礎法学 公法学 国際法学 社会法学 刑事法学 民事法学 新領域法学
B 2	政 治 学	220	政治学 国際関係論
B 3	経 済 学	230	理論経済学 経済学説・経済思想 経済統計学 応用経済学 経済政策 財政学・金融論 経済史
B 4	経 営 学	240	経営学 商学 会計学
B 5	社 会 学	250	社会学 社会福祉学
B 6	心 理 学	260	社会心理学 教育心理学 臨床心理学 実験心理学
B 7	教 育 学 A	270	教育学 教育社会学 特別支援教育
B 8	教 育 学 B	280	教科教育学 その他教育学Aに該当しないもの

【理工系小委員会】

審査グループ	審査希望分野	番号	参考となる関連専門分野
C 1	数 物 系 科 学 A	310	数学 天文学 物理学 プラズマ科学
C 2	数 物 系 科 学 B	320	地球惑星科学 その他数物系科学Aに該当しないもの
C 3	化 学	330	基礎化学 複合化学 材料化学
C 4	工 学 A	340	応用物理学・工学基礎 電気電子工学 材料工学 プロセス工学
C 5	工 学 B	350	機械工学 土木工学 建築学 総合工学 その他工学Aに該当しないもの

【生物系小委員会】

審査グループ	審査希望分野	番号	参考となる関連専門分野
D 1	生 物 学	410	基礎生物学 生物科学 人類学
D 2	農 学	420	農学 農芸化学 林学 水産学 農業経済学 農業工学 畜産学・獣医学 境界農学
D 3	医 歯 薬 学 A	430	薬学 基礎医学
D 4	医 歯 薬 学 B	440	内科系臨床医学 外科系臨床医学 歯学
D 5	医 歯 薬 学 C	450	境界医学 社会医学 看護学 その他医歯薬学A及び医歯薬学Bに該当しないもの

(5) 審査の実際

- ① **審査意見の作成**：合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加えて、その評価に至った理由を「審査意見」欄に必ずご記入ください。
- ② **評点分布**：「総合評価」は、5段階の評点区分毎に示してある評点分布を目安に、バランスを考慮してください。総合評点の分布が次の範囲に収まらないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります。「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です。ただし、応募件数が少ない場合（10件未満）には、評点分布のバランスを考慮する必要はありません。
- ③ **審査期限**：次のスケジュールを必ずお守りくださるようお願いいたします。
審査結果登録締切 平成23年1月17日（月）【厳守】

はじめに利害関係に当たる申請課題の有無を確認し、電子申請システムに登録してから、各課題の審査を行ってください。

詳細については、4頁～20頁をご参照ください。

(6) 検証

すべての審査結果は、事後に日本学術振興会・学術システム研究センターにおいて検証されます。検証に当たっては、次の点を注意深く検討します。

- 「利害関係者」についての申し出の適切性
- 評点の適切性
- 審査意見の適切性

以上の観点から検証の結果、ピア・レビューアーとしての適切性に重大な疑義を持たざるを得ないようなケースが出た場合、次年度から審査委員をお願いしないことにしております。

II 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

(1) 審査に関する利害関係の排除

審査における公正性を確保するため、個々の応募課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募課題の応募者又は応募団体（学会、研究者グループ等）との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該課題の審査を行わないでください。具体的には、下記「参考」の条項を参照してください。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと判断されますので、利害関係について、あまり広くとらえすぎることのないようにお願いします。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

個別具体的なケースについて利害関係に当たるかどうか判断に迷う場合には、本会にお問い合わせください。

【参考】

【科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程】

(※34頁より抜粋)

第1章 総則

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除（利益相反）の取扱いについては、次のとおりとする。

二 研究成果公開促進費の場合

(1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体（学会、研究者グループ等）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 事業遂行における緊密な関係

(例えば、学術定期刊行物の編者、学術図書 of 執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)

③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(2) 秘密保持と倫理の遵守

計画調書の内容等、審査にあたって知り得た情報は、いかなる形においても他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究成果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、社会的倫理に反するものであると認識してください。

また、審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度の翌年度に公開します。

III 書面審査の指針

書面審査の実施にあたっては、以下の点に留意した上で、第IV節に明示する「研究成果公開促進費の書面審査における評定基準等（以下「評定基準等」という。）」（7頁）に従って、適切かつ公正に行ってください。

(1) 審査委員としての責任

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて行うべきものです。守秘義務を遵守すれば起こり得ないことですが、他の研究者と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、審査委員であることを説明せず、適当な研究者に当該知識を照会することは差し支えありません。

(2) 課題の評価

課題の評価は、第IV節「評定基準等」の「ii 評定基準」及び「iii その他の評価項目」により行います。

「ii 評定基準」による評価は、専ら当該応募課題の学術的価値に基づいて行ってください。

なお、「評定基準等」の「i 応募要件に係る評価項目」(【競争入札に係る取組状況】、【学会等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】)については、書面審査において評価を行う必要はありません。

(3) 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の応募課題について、評点及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

書面審査の評点は、課題の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査において適正な判断を促進させるため、書面審査においては、「総合評点」の評点分布は評点基準に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。

なお、研究成果公開促進費は、専門分野単位では応募件数が少ないことから、別表「審査グループ一覧」（2頁）に示す分野毎に審査を行うこととしており、応募課題が審査委員の専門外である場合についても、より広い立場から審査を行い評点を付してください。

「学術定期刊行物」及び「データベース」については、「iii その他の評価項目」の「補助要求額及び経費の妥当性」について評価を行っていただきますが、平成22年度の新規採択課題の平均充足率は、下記のとおりとなっておりますので、評価の際の参考にしてください。

なお、「学術図書」については、見積価格の適切性について、専門家による検証を行うこととしており、本評価を行う必要はありません。

(参考) 平成22年度配分状況 (新規採択課題の平均充足率)

学術定期刊行物 71.5%

データベース 69.9%

(4) 学術定期刊行物(「特定欧文総合誌」)の書面審査に係る留意事項

「特定欧文総合誌」での審査を希望している課題であっても、「欧文誌」として採択に値するかという観点での書面審査をお願いします。(「特定欧文総合誌」としてではなく、「欧文誌」としての評点を付してください。)

なお、「特定欧文総合誌」については、「欧文誌」として採択されたもののうち、「特定欧文総合誌」での審査を希望しているものについて、合議審査において「特定欧文総合誌」とするかどうかを審議します。

(5) 審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント(応募課題の長所や短所など)を「審査意見」として必ず記入してください。

IV 研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等

「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」（抜粋）
（平成18年9月22日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）
平成22年9月29日一部改正

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評定要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点と平均点を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募成果公開が利益相反（第8条の二参照）にあたるものについては、審査を行わないでください（34頁を参照）。

i 応募要件に係る評価項目

〔評価項目〕 以下（ ）内は、計画調書における参照箇所を示します。

- ① 「学術定期刊行物」、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」における共通事項

【競争入札に係る取組状況】

（「競争入札に係る実施又は準備の状況」欄）

各応募成果公開について、補助金の効率的な執行の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。

- 一定額を超える契約の締結を要するものについて、契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札の実施又は実施に向けての十分な取り組みがなされているか。

評定区分	評 定 基 準
○	一般競争入札により契約の相手方を既に選定済みである。契約の相手方を選定するにあたり、一般競争入札の実施に向けての準備がなされている。
×	契約の相手方を一般競争入札によらず選定した、又はする計画となっている。

- ②「学術定期刊行物」、「学術誌データベース」及び学会等が作成する「研究成果データベース」における共通事項

【学会等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

（「経理管理事務体制」、「監査体制」欄）

各応募成果公開について、補助金の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。

- ・ 交付された補助金を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・ 内部監査又は外部監査を行うなどにより、学会等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評 定 基 準
○	学会等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、補助金を交付しても適正な管理ができる。
×	学会等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、補助金の交付先として適さない。

ii 評定基準

【評定要素】

① 学術定期刊行物

【学術的価値と質の向上】

「刊行の目的・意義」、「刊行物の概要」、「刊行物の特徴」、「編集委員会の構成」、「現在の編集委員会における編集方針」、「実施しているレフェリー制等の概要及び具体的な運用の実態」、「投稿論文取扱状況」、「代表的な掲載論文の主要雑誌における引用状況」欄など

- ・ 重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものであるか。
 なお、学術的価値については、次の点を評価の基準として取り扱う。
 - ア) 学術定期刊行物の編集体制及び編集方針等が、質の高い雑誌の刊行に寄与するものであるか。
 - イ) レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。
 - ウ) 学術定期刊行物が掲載した原著論文が、当該分野の学術研究の振興に寄与しているか。
- ・ 学術定期刊行物の刊行体制が、学術の振興及び普及に寄与することが期待できるものであるか。

【国際性の向上と国際情報発信強化への取り組み】

「刊行物の特徴」、「国際化に向けての取り組み状況」、「刊行物の発信・公開に関する取り組み状況」、「編集委員数（うち外国人）」、「レフェリー数（うち外国人）」、「投稿論文取扱状況」、「掲載論文の状況」、「海外有償頒布部数実績国内別内訳」、「海外学術雑誌における掲載論文の引用状況」欄など

- 学術定期刊行物の国際性を高める取り組みがなされているか。
なお、国際性については、次の点を評価の基準として取り扱う。
 - ア) 1回当たり発行部数に占める海外有償発送部数の割合
 - イ) 編集委員及びレフェリーに占める外国人の割合
 - ウ) 海外からの投稿論文数及びそのうち掲載件数
 - エ) 掲載論文の海外主要雑誌における引用状況
- 国際情報発信強化のための取り組みがなされているか。

【応募条件】

（ 「1回当たり発行部数」、「刊行経費に占める充当できる財源の割合の改善・経費節減に向けた取り組み状況」、「掲載論文の状況」、「海外有償頒布部数実績国別内訳」欄など ）

- 学術の国際交流に資するものであり、かつ、区分ごとに定める応募の条件を満たしているか。
なお、次のいずれかに該当するものは、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。
 - ア) 出版社の企画によって刊行するもの
 - イ) 各年度の補助要求額が100万円未満のもの
 - ウ) 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの
 - エ) 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの
 - オ) 刊行経費に充当できる財源が原則として50%未満であるもの
 - カ) 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

② 学術図書

【刊行の目的】（「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など）

- 「刊行のみ行うもの」にあつては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- 「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあつては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

【学術的価値等】

（ 「刊行物の内容（概要）」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など ）

- 学術的価値が高いもの（特に独創的または先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

【刊行の意義】

（ 「刊行の目的及び意義」、「本刊行物を当該年度（平成23年度又は平成24年度）に刊行する意義」欄など ）

- 当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

【応募条件】（「刊行物の内容（概要）」、「補助金を必要とする理由」欄など）

- ・ 応募の条件を満たしているか。
なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。
 - ア) 既に類似の成果が刊行されているもの
 - イ) 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
 - ウ) 学術研究の成果とは言い難いもの
 - エ) 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
 - オ) 出版社等の企画によって刊行するもの
 - カ) 市販しないもの
 - キ) 十分に市販性があるもの
 - ク) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡し、事業開始年度の4月1日より前のもの

③ データベース

(1) 研究成果データベース

【学術的価値、応募条件】

（ 「対象分野」、「研究成果データベースの概要」、「データベースの種類・性格」、
「データベース作成計画」欄など ）

- ・ 学術的価値が高いものであるか。
- ・ 以下の応募条件を全て満たすものであるか。
 - ア) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。
 - a) データベース化が国際的にも期待されている分野
 - b) 国内においてデータベース化する必要のある分野
 - c) 国際的・国内的に同様な内容のデータベースが存在しない分野
 - d) データベース化について我が国に協力を求められている分野
 - イ) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。
 - ウ) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。
 - エ) データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること。
 - オ) 「学術誌データベース」ではなく、「研究成果データベース」での応募が適当なものであること。

【有用性、公開利用状況等】

（ 「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、
「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など ）

- ・ 利用対象者及びその利用内容等を踏まえ、有用性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・ 公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

【データベース作成計画の進捗状況】

（「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など）

- ・ 複数年度の内約を受けている「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗しているものであるか。

(2) 学術誌データベース

【学術的価値、応募条件】

〔 「学術誌データベースの概要」、「データベースの種類」、「データベース作成計画」欄など 〕

- ・ 学術的価値が高いものであるか。
- ・ 以下の応募条件を全て満たすものであるか。
 - ア) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子アーカイブ事業であること。
 - イ) 当該データベースの公開が継続できることがみこまれること。
 - ウ) データベースを流通させるためのシステムを既に有する、又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、電子化された学術誌の公開計画が明確であること。

【電子化対象等の適切性】

〔 「投稿論文取扱状況」、「審査制度の概要」、「海外学術雑誌における掲載論文の引用状況」欄など 〕

- ・ 単に、既に発表された論文等を収集して作成するデータベースではなく、学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するものであるか。
- ・ 電子化する学術誌は、学術定期行物としても採択に値すると評価されるものであるか。

【公開利用状況、公開への取り組み等】

〔 「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など 〕

- ・ 相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・ 公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。
- ・ 今後、公開を予定しているものである場合は、公開に向けた計画が適切であるか。
- ・ 当該学術誌の国際競争力の強化に資することが期待できるものであるか。

【自立に向けた取り組み、データベースの継続的な公開の方策】

〔 「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「自立に向けた取り組み状況及び当該データベースを公開するに当たっての方策」欄など 〕

- ・ 今後の予定も含め、自立への取り組みがなされているか。
- ・ データベースの継続的な公開の方策が確立されているか。

【データベース作成計画の進捗状況】

(「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など)

- ・ 複数年度の内約を受けているデータベースについては、当該データベースの作成計画が順調に進捗しているものであるか。

【総合評点】

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「－」を付すのは、「利益相反」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「審査意見」欄に記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには、内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
－	利益相反の関係にあるので判定できない	—————
×	条件を満たしていない	—————

【審査意見の記入】

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成22年度新規採択成果公開の採択率

学術定期刊行物	77.9%
学術図書	37.8%

データベース（研究成果データベース）	40.6%
データベース（学術誌データベース）	16.7%

iii その他の評価項目

【補助要求額及び経費の妥当性】

各応募成果公開について、補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

①「学術定期刊行物」

【補助要求額の妥当性】

（ 「補助要求額」、「刊行経費に占める充当できる財源の割合」、「刊行経費に充当できる財源の割合の改善・経費削減に向けた取り組み状況」欄など ）

- ・ 次の点も考慮したうえで、補助要求額は妥当な額であると考えられるか。
 - ア) 刊行経費に充当できる財源を十分確保しているか。
 - イ) 刊行経費に充当できる財源の割合の改善、経費削減に向けた取り組みがなされているか。

②「データベース」

(1)「研究成果データベース」

【経費の妥当性】

「入力予定データ量」、「研究成果データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成23年度補助要求額の明細」欄など

- ・ 作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(2)「学術誌データベース」

【経費の妥当性】

（ 「入力予定データ量」、「学術誌データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成23年度補助要求額の明細」欄など ）

- ・ 作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 補助要求額に補助対象とならない経費は計上されておらず、その内容は妥当なものであるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である
○	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある

V 書面審査を行うにあたって

書面審査は、下記の要領で行ってください。

(1) 送付資料の確認

下記 i)～vii)の資料が同封されているかを確認してください。

送付資料一覧（以下は、今回送付をしている審査関係資料の一覧です）

- i) 「審査資料（「計画調書」「※見積書）」
※「データベース」においては、応募課題によって「見積書」の添付が無いものもあります。
- ii) 「書面審査表」
- iii) 「平成23年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）書面審査の手引」
- iv) 「電子申請システム審査委員向け操作手引（研究成果公開促進費）」
- v) 「電子申請システムID・パスワード通知書」
- vi) 「平成23年度科学研究費補助金公募要領（研究成果公開促進費）」
- vii) 「書面審査表及び計画調書返送用封筒」

(2) 「書面審査表」について

- ① 「書面審査表」は各種目ごとに綴じてあります。
また、「計画調書」は「書面審査表」の掲載順に綴じてあります。
- ② 「書面審査表」に表示されている事項は、応募者より「計画調書」とともに提出された「応募カード」に記入されている応募内容を、電子計算機で処理し、その結果を表示したものです。審査を行う際の参考資料としてご使用ください。
- ③ 「書面審査表」に記載してある事項については、各種目ごとの「書面審査表の見方について」（22～29頁）を参照してください。

(3) その他の審査資料について

計画調書以外に、下表の書類を各種目ごとに「その他の審査資料」として徴しており、合議審査の際、審査会場に用意します。

なお、書面審査の際に下表の資料が必要な場合は、御連絡願います。

種 目	そ の 他 の 審 査 資 料
学術定期刊行物	直接出版費見積書（※1）、経理管理関係規則（※2） 最新刊行物、学会等会則、投稿規程、最新年度決算書、 レフェリー制等の規程
学 術 図 書	完成した原稿等の写し、 見積書<刊行、翻訳・校閲>（※1） 発行部数積算書
データベース	入力作業委託費見積書（※1）、 CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費見積書（※1）、 経理管理関係規則（※2）、 利用規程、検索過程・結果、検索マニュアル、 CD-ROM又はDVD-ROM等配布先一覧

- (※1)「見積書」は、各種目の「計画調書」に添付しています。
(なお、「データベース」の入力作業委託費見積書は、入力作業委託費を要求している場合のみ、提出を求めている資料です。)
- (※2)「経理管理関係規則」は、学会等が行う事業に対して提出を求めている審査資料であり、各種目の「計画調書」に添付しています。

(4) 書面審査結果の入力方法について

- ① iv)「電子申請システム審査委員向け操作手引(研究成果公開促進費)」をご参照の上、電子申請システムにログインしてください。
- ② i)「審査資料(計画調書)」をもとに利害関係の確認を行い、iv)「電子申請システム審査委員向け操作手引(研究成果公開促進費)」をご参照の上、各種目ごとに利害関係を入力してください。
- ③ 「評定基準等」に基づき、i)「審査資料(計画調書)」をもとに審査を行い、iv)「電子申請システム審査委員向け操作手引(研究成果公開促進費)」をご参照の上、各種目ごとに評価結果を入力してください。なお、審査の際には、ii)「書面審査表」もご参考としてください。

(5) 審査結果回答期限

〔審査結果の登録〕

平成23年1月17日(月)まで【厳守】

VI 書面審査終了後における審査関係資料の返送について

「書面審査表」及び「計画調書」は、合議審査の資料としますので、すべての応募課題に対しての審査終了後、下記の返送期限までに、同封の返送用封筒にて、ご発送願います。

【返送期限】

平成23年1月18日(火)

【返送先及び連絡先】

〒102-8472

東京都千代田区一番町8番地

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課 成果公開・普及係

TEL 03-3263-4920、4926、1699

FAX 03-3263-1824

Ⅶ 合議審査について

合議審査では、4つの各系小委員会（人文科学系、社会科学系、理工系、生物系）において、本冊子の参考資料2「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」に即し、書面審査の結果に基づいた総合的な判断を行い、必要な調整を図った上で、研究成果公開促進費の各種目の目的に沿った配分を行います。

（1）書面審査結果の合議審査への反映方法

各審査委員の評定結果（書面審査結果）について取りまとめたものを合議審査の資料とします。また、各審査委員の書面審査表は、参考資料として合議審査の際に審査会場に用意します。

（2）合議審査の進め方

前述の審査グループごとに、合議により採択候補課題等を選考します。

採択候補課題の選考後、審査グループごとに採択候補として選考した課題の中から、「学術定期刊行物」における『特定欧文総合誌』や、「データベース」における『重点データベース』として採択するものがあるか審査します。

その後、各審査グループの審査結果を基に、小委員会全体での「合議審査」により採択課題を決定します。

なお、複数の小委員会にまたがって審査に付される課題（広領域応募課題）については、各審査グループの審査結果を基に、各小委員会毎に合議審査による評点を付し、運営小委員会において採択課題を決定します。

（3）採択されなかった課題への審査結果所見の決定

採択されなかった課題に対しては、審査結果の通知と併せて審査会での所見を文書で応募者に通知することとしています。通知する所見については、予め定型的な所見一覧を用意し、その中から選定することも可能としておりますが、具体的な所見を付すこともできます。合議審査の結果、不採択となった課題について、この所見を付すこととなるため、参考までに昨年度の所見一覧を掲載しますので、事前に参照しておいてください（18～20頁）。

Ⅷ 各小委員会の開催予定について

合議審査を行う各系小委員会（人文科学系、社会科学系、理工系、生物系）は、下表のとおり開催します。

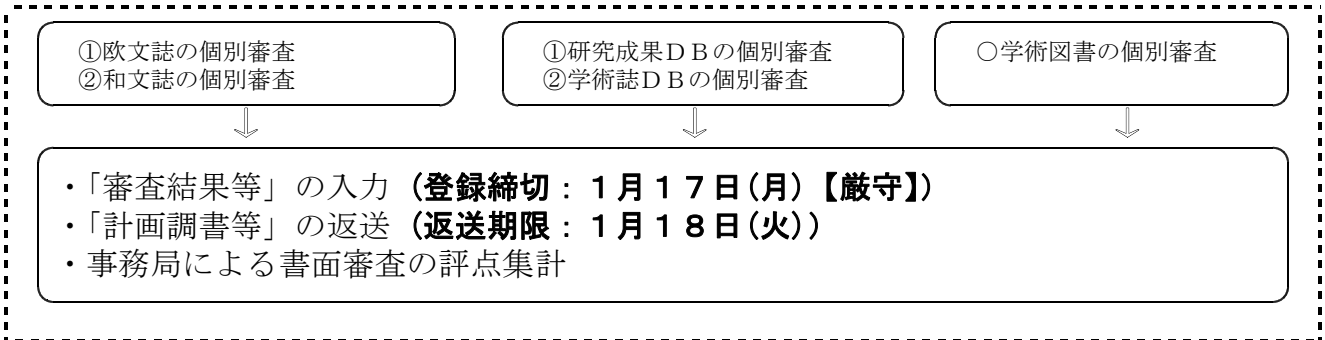
開催通知は、1月上旬に別途お送りします。

委員会の名称	開催日時	開催場所
人文科学系小委員会	2月4日(金)10:30～18:00	独立行政法人日本学術振興会 一番町第2事務室（FSビル）
社会科学系小委員会	2月8日(火)10:30～18:00	
理工系小委員会	2月1日(火)10:30～18:00	
生物系小委員会	2月7日(月)10:30～18:00	
運営小委員会(※)	未定（別途調整の上、決定）	

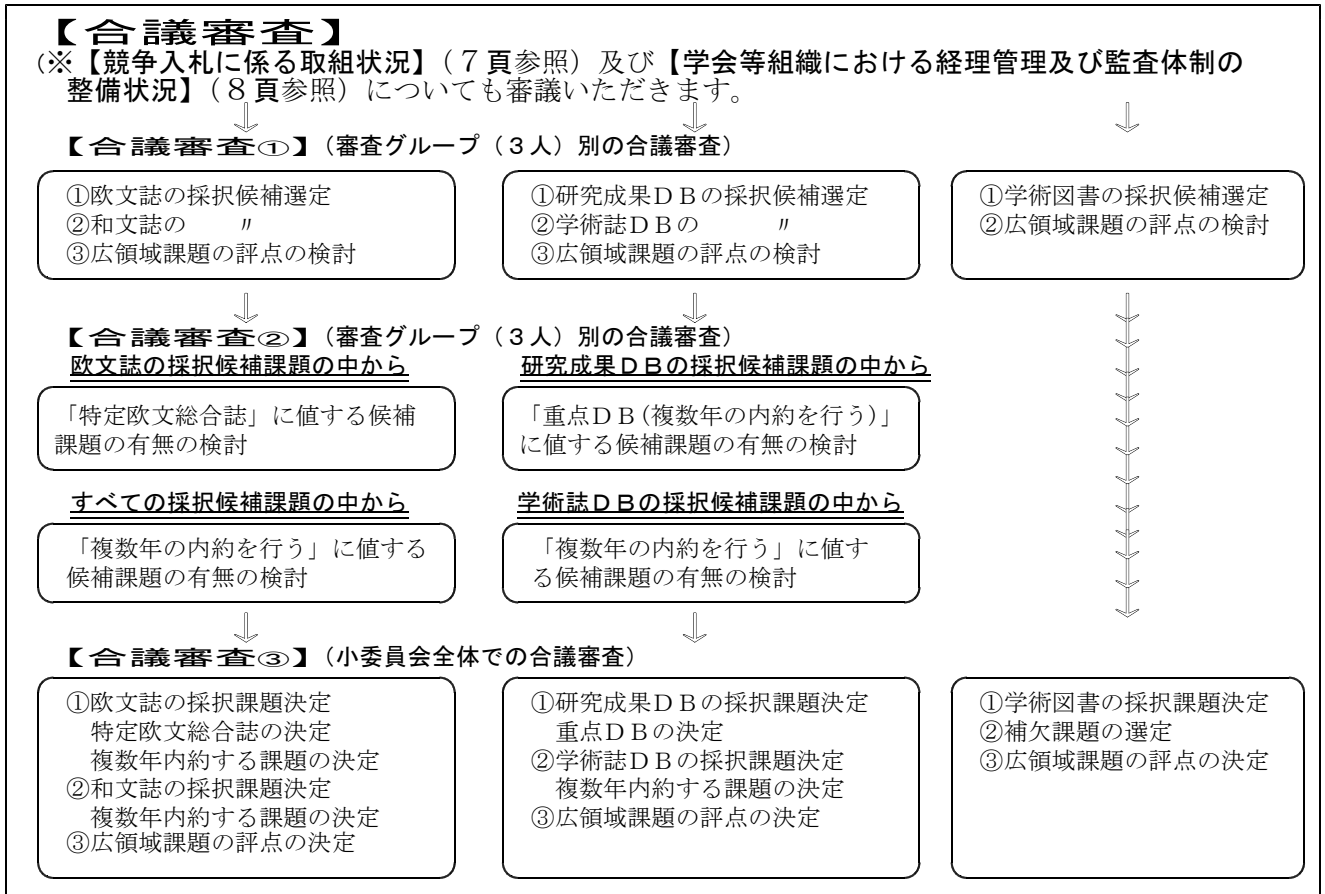
※「運営小委員会」は、各系小委員会の幹事のみ出席となります。

＜審査の流れ＞

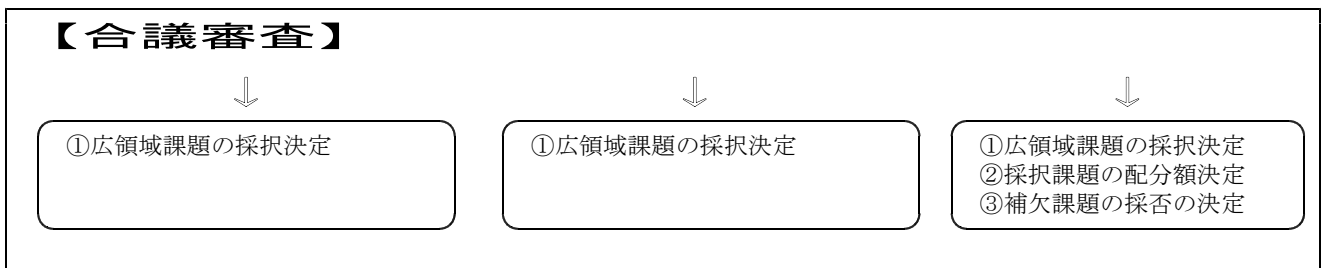
— 学術定期刊行物 — — データベース — — 学術図書 —
【書面審査】 個別審査（12月20日頃～1月17日）



○各系小委員会 <2月1日～2月8日開催>



○運営小委員会 <3月上旬頃開催予定>



「採択されなかった課題への所見」一覧〈学術定期刊行物〉

【学術的価値と質の向上】に係るコメント

- ア) 学術定期刊行物の編集体制及び編集方針等が、質の高い雑誌の刊行の観点から十分とは言えない。
- イ) レフェリー制など、質の保証された原著論文の迅速かつ積極的な発信の観点が十分とは言えない。
- ウ) 学術定期刊行物が掲載した原著論文について、当該分野の学術研究の振興に対する寄与が十分とは言えない。
- エ) 原著論文の発信を目的としたものとは言い難い。
- オ) 学術の振興及び普及への寄与がもう少し大きいと良い。

【国際性の向上と国際情報発信強化への取組】に係るコメント

- カ) 学術誌の国際性がもう少し高いと良い。
- キ) 国際情報発信のための取組みが少し弱い。

【応募条件】に係るコメント

- ク) 出版社の企画によって刊行するものではないかと思われる。
- ケ) 当該分野の研究者数に対して、購買者が少ないのではないかと思われる。
- コ) 購読者が一部の研究機関の関係者等に偏っているのではないかと思われる。
- サ) 刊行経費に充当できる財源を50%以上確保可能であると思われる。

【特定欧文誌としての採択に至らなかった課題】に係るコメント

- シ) 配分予算の都合上、「特定欧文総合誌」として採択できなかった。
- ス) 「特定欧文総合誌」としての条件を満たしていない。

【その他の評定要素等】に係るコメント

- セ) 審査希望分野が適切ではない。
- ソ) 学術研究の成果を公開するものであるか疑問がある。
- タ) 提出資料の不備、不足又は計画調書の記載に不十分なところがある。
- チ) 競争入札に係る手続がなされていない。
- ツ) 経理管理事務・監査体制の整備が十分でない。

〈その他〉

- ※) その他(理由：具体的な理由を直接記載してください。)

「採択されなかった課題への所見」一覧〈学術図書〉

【学術的価値等】に係るコメント

- ア) 独創性又は先駆性がもう少し高いと良い。
- イ) 学術の国際交流に資する役割がもう少し高いと良い。

【刊行の意義】に係るコメント

- ウ) 刊行する緊急性が低いと判断した。

【応募条件】に係るコメント

- エ) 既に類似の成果が刊行されている。
- オ) 既に公表されている論文を集成して刊行するものと思われる。
- カ) 大学等の研究機関が、その事業として刊行すべきものと思われる。
- キ) 出版社等の企画によって刊行するものではないかと思われる。
- ク) 市販しないと思われるものである。
- ケ) 十分に市販性があるものと思われる。

【その他の評定要素等】に係るコメント

- コ) 審査希望分野が適切ではない。
- サ) 学術研究の成果を公開するものであるか疑問がある。
- シ) 提出資料の不備、不足又は計画調書の記載に不十分なところがある。

〈その他〉

- ※) その他（理由：具体的な理由を直接記載してください。）

「採択されなかった課題への所見」一覧〈データベース〉

「研究成果データベース」に係るコメント（ア～ク）

【学術的価値、応募条件】に係るコメント

- ア) ニーズが弱く、有用性が低いと判断した。
- イ) 研究成果の公開・普及に資する点でやや低いと判断した。
- ウ) データベース化の作業を進める上で、作成組織の妥当性及び技術的方策の確立において、疑問なところがある。
- エ) 情報提供サービスを行う方策の確立等、データベースの公開計画に明確でないところがある。
- オ) データ容量等、その内容・規模がデータベースとして十分とは言い難い。
- カ) 学術誌の電子ジャーナル化の促進を目的としたものであり、「学術誌データベース」での応募がふさわしい。

【有用性、公開利用状況等】に係るコメント

- キ) 公開利用状況を促進するための取り組みが少し弱い。
- ク) 作成計画を踏まえた要求経費の妥当性に疑問なところがある。

「学術誌データベース」に係るコメント（ケ～ソ）

【学術的価値、応募条件】に係るコメント

- ケ) 学術誌の電子ジャーナル化の促進を目的としたものでなく、単に、既に発表された論文等を収集して作成するデータベースである。（「研究成果データベース」での応募が望ましい。）
- コ) 自立に向けた計画・取り組みがやや不明確である。
- サ) 電子化システムや流通システムについて、今後整備・公開する予定である場合も含め、その活用・導入計画が明確になっていない。

【電子化対象等の適切性】に係るコメント

- シ) 学術定期行物で応募されているものとの関係が明確になっていない。

【公開利用状況、公開への取り組み等】に係るコメント

- ス) もう少し国際性が高いと良い。
- セ) 国際競争力の強化に資するものかどうかやや不安がある。
- ソ) 作成計画を踏まえた要求経費の妥当性に疑問なところがある。

「データベース（共通）」に係るコメント（タ～ナ）

【その他の評定要素等】に係るコメント

- タ) 審査希望分野が適切ではない。
- チ) 学術研究の成果を公開するものであるか疑問がある。
- ツ) 提出資料の不備、不足又は計画調書の記載に不十分なところがある。
- テ) 競争入札に係る手続がなされていない。
- ト) 経理管理事務・監査体制の整備が十分でない。（※学術誌データベースのみが該当）

〈その他〉

- ※) その他（理由：具体的な理由を直接記載してください。）

(参考 1)

書面審査表の見方

書面審査表の見方について（学術定期刊行物 1）

受付番号	グループ	審査希望分野	広領域	種類	刊行物の名称	応募団体名称	編集委員長氏名	評点欄	経費の妥当性
10121	A 1	110		欧 203014	○○○○○○○	●●学会	◇◇◇◇◇	4	○
10127	A 1	110 220	○	和	○○○○○○○	▲▲▲▲学会 理事長 ◇◇◇	H22.01.01 H25.12.31 □□ □□□ H22.10.15 H25.10.14	2	△

(6) 既に継続の内約を受けているもの(継続課題)で計画の大幅な変更を行おうとして応募があった課題については、**課題番号**が表示されています。

(5) 公募要領で定めている「**特定欧文総合誌**」、「**欧文誌**」、「**欧文抄録を有する和文誌**」のうち、応募者が選択したいずれか1つについて表示してあります。
特 「特定欧文総合誌」
欧 「欧文誌」
和 「欧文抄録を有する和文誌」
なお、特定欧文総合誌としての要件を満たしていない課題は、「×特」と標記しています。

(4) 広い分野にまたがる内容のため、2つ以上の審査希望分野を選択「**広領域**」として応募されたものについて「**O**」が表示されています。
(2つ以上の小委員会で審査されることとなります。)

(3) 応募者が選択した審査希望分野の番号です。
(「審査グループ一覧」を参考。)

(2) 2 ー ジに記載の「**審査グループ一覧**」の各審査グループの番号です。

(1) 応募を受けた際に、事務局で任意に付した番号です。

(7) 上段に編集委員長の氏名、下段にその任期が表示されています。

(8) 公募要領、審査方針で定めている注意事項、その他審査の際に留意いただきたい点について、機 能的なチェックにより、その内容を表示している場合がありますので、審査に当たっては、ご留意願います。

(注意) 「評点」「コメント等」及び「経費の妥当性」欄は、参考として設けてあるものです。書面審査を行うにあたってメ 等が必要であれば、こちらをご使用いただいても構いませんが、**評価結果は、必ず電子申請システムへ入力してください。**

書面審査表の見方について（学術図書1）

受付番号	グループ	審査希望分野	広領域	刊行物の名称	応募者名	所属機関 ・ 部局 ・ 職名	評点欄	コメント等
30121	A 1	110			大学 学部 教授		2
30127	A 1	110 220			研究所 研究部 准教授		5

(4) 広い分野にまたがる内容のため、2つ以上の審査希望分野を選択「広領域」として応募されたものについて「」が表示されています。（2つ以上の小委員会で審査されることとなります。）

(5) 公募要領、審査方針で定めている注意事項、その他審査の際に留意いただくべき点について、機械的なチェックにより、その内容を表示している場合がありますので、審査に当たっては、ご留意願います。

（注意）
「評点」及び「コメント等」欄は、参考として設けてあるものです。
書面審査を行うにあたってメモ等が必要であれば、こちらをご使用いただけますが、**評価結果は、必ず電子申請システムへ入力してください。**

(3) 応募者が選択した審査希望分野の番号です。

(2) 2ページに記載の「審査グループ一覧」の各審査グループの番号です。

(1) 応募を受けた際に、事務局で任意に付した番号です。

書面審査表の見方について（学術図書2）

補助要求額 (千円)	配分額 (千円)	著者・ 著作権者 人数(人)		和 欧 其 他 の 別	ペー ジ 数 (頁)	発 行 部 数 (部)	定 価 (税 込) (円)			本 復 数 年 度 応 募 に お け る 有 無
		編 者 人数(人)					卸 売 価 格 (税 込) (円)	1 部 当 た り 原 価 (円)	出 版 社 等 名	
23年度計 (翻訳費)	1,320	1		和	310	400	4,500		(株) 出版	
(刊行費)	(1,320)	0					3,150			
24年度							2,622		H23.09.01	
23年度計 (翻訳費)	3,066	10		欧	652	600	9,800		書房(株)	
(刊行費)	(3,066)						6,860			
24年度	2,450	2					5,475		H24.12.10	

(6) 「補助要求額」の欄は、応募者が応募した事業期間(1年又は2年)に対応しており、要求のない年度は空欄又は「0」と表示されています。
 なお、23年度については、その下二段が内訳となっており、「翻訳・校閲経費」と「刊行経費」が()書きで表示されています。
 24年度については刊行経費のみです。(上記の例では、1列目(30121)は23年度に刊行のみ行うもの、2列目(30127)は23年度に翻訳・校閲、24年度に刊行を行うものとなっています。)
 「配分額」の欄は、採否が決定した際に使用する欄ですので、今回は記入の必要はありません。

(7) 上段に著者・著作権者の氏名(複数の場合は代表して1名の氏名)と、その全員の人数が表示されています。また、下段には、編者の氏名(複数の場合は代表して1名の氏名)と、その全員の人数が表示されています。(特に編者がいない場合は、空欄又は「0」人と表示されています。)

(13) 今年度、当該応募者が、学術図書に複数件数の応募を行っている場合は、「」が表示されています。

(12) 上段に、当該図書を出版する出版社(発行所)の名称が、下段に発行予定年月日が表示されています。

(11) 上段には、当該図書の定価(税込)が、中段には卸売価格(税込)が、下段には1部当たり原価が表示されています。

(10) 当該図書の発行部数(市販用+その他)が表示されています。

(9) 当該図書のページ数が表示されています。

(8) 和文の図書は「和」、欧文の図書は「欧」、和文と欧文が混在しているものは「その他」と表示されています。

書面審査表の見方について（データベース（研究成果データベース）1）

受付番号	グループ	審査希望分野	広領域	新規・継続		データベースの名称	作成組織の名称		評点欄	コメント等	経費の妥当性
				新規	継続		データベース	応募代表者の 職名・氏名			
50121	A 1	110		新規		データベース	データベース作成委員会	2		
50127	A 1	110 220		継続	207004	データベース	データベース作成グループ グループ代表	5		

(5) 重点データベースのうち、既に継続の内約を受けているもの(継続課題)で計画の大幅な変更を行おうとして応募があった課題については、課題番号が表示されています。それ以外については、「新規」と表示されています。

(4) 広い分野にまたがる内容のため、2つ以上の審査希望分野を選択「広領域」として応募されたものについて「」が表示されています。
(2つ以上の小委員会で審査されることになりません。)

(3) 応募者が選択した審査希望分野の番号です。
(「審査グループ一覧」を参考。)

(2) 2ページに記載の「審査グループ一覧」の各審査グループの番号です。

(1) 応募を受けた際に、事務局で任意に付した番号です。

(6) 公募要領、審査方針で定めている注意事項、その他審査の際に留意いただくべき点について、機械的なチェックにより、その内容を表示している場合がありますので、審査に当たっては、ご留意願います。

(注意)
「評点」「コメント等」及び「経費の妥当性」欄は、参考として設けてあるものです。書面審査を行うにあたってメモ等が必要であれば、こちらをご使用いただいても構いませんが、**評価結果は、必ず電子申請システムへ入力してください。**

書面審査表の見方について（データベース（研究成果データベース）2）

補助要求額 (千円)	配分額 (千円)	対象分野	種類	レコード数		公開開始年月	公開利用 移行件 (数) (件の)
				23年度分(件) 期間合計(件)	総データ量		
23年度	6,300	学、 学に 関する分野	書誌 数値	6,500	6,500	19年度	-
24年度	6,300			52,500	20年度	-	
25年度	6,500			200.6	21年度	0	
26年度	6,500			1,350.0	22年度	0	
27年度	7,000			2,512.2	23年度	5,000	
23年度	14,700	学、 科学（特に 関する分野）	書誌 画像 音声 動画	1,000	1,000	19年度	0
24年度	15,000			7,500	20年度	0	
25年度	15,500			8,560.0	21年度	12,458	
26年度				52,500.0	22年度	36,000	
27年度				6,540.0	23年度	50,000	
			フアクト				

(12) 当該データベースにおける、平成19年度～21年度の延べアクセス件数の実績、22年度の予定見込み、23年度の予定が表示されています。

(11) 当該データベースの公開を開始した年月、または、まだ公開していないものの公開開始を予定している年月が記入されています。

(10) 上段は、「レコード数」について、平成23年度入力予定の件数(件)及び事業期間全体の件数(件)中段は、「総データ容量」について、平成23年度入力予定の容量(MB)及び事業期間全体の容量(MB)が表示されています。
また、下段には平成23年度入力予定のレコード1件当たりの入力単価が表示されています。
(平成23年度補助要求額の内訳のうち「入力作業委託費」及び「入力作業協力に対する謝金」を足した額を、平成23年度入力予定レコード件数で割った額です。)

(9) 上段には、データベースの種類として、「書誌」「数値」「画像」「音声」「動画」「その他」のうち、応募者が選択したものが表示されています。(「その他」については具体的な内容は計画調査を参考にしてください。)
下段には、データベースの「論文」「フアクト」のうち、応募者が選択したものが表示されています。

(7) 「補助要求額」の欄は、応募者が応募した事業期間(最大5年)に対応しており、応募のない年度は空欄又は「0」と表示されています。
「配分額」の欄は、採否が決定した際に使用する欄です。今回は記入の必要はありませんが、既に継続の内約を受けている課題(継続課題)については、「配分額」欄にその内約額が表示されています。

(8) 当該データベースの対象となっている分野について表示されています。

書面審査表の見方について（データベース（学術誌データベース）1）

受付番号	グループ	審査希望分野	広領域	新規・継続 継続課題 番号	データベースの名称	応募団体の名称		評点欄	コメント等	経費の妥当性	補助要求額 (千円)					配分額 (千円)						
						応募代表者の 職名・氏名					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
70121	A 1	110		新規	データベース	学会	学会	2		6,300	6,300	6,500	6,500	7,000	14,700	15,000	15,000	15,500	15,500		
											会長											
70127	A 1	110 220		継続 19899	データベース	学会	学会	5		14,700	15,000	15,500	15,500	7,000	14,700	15,000	15,000	15,500	15,500		
											理事長											

(6) 公募要領、審査方針で定めている注意事項、その他審査の際に留意いただくべき点について、機械的なチェックにより、その内容を表示している場合がありますので、審査に当たっては、ご留意願います。

(5) 既に継続の内約を受けているもの(継続課題)で計画の大幅な変更を行おうとして応募があった課題については、課題番号が表示されています。

(4) 広い分野にまたがる内容のため、2つ以上の審査希望分野を選択「広領域」として応募されたものについて「」が表示されています。
(2つ以上の小委員会で審査されることになりません。)

(注意)
「評点」「コメント等」及び「経費の妥当性」欄は、参考として設けてあるものです。
書面審査を行うにあたってメモ等が必要であれば、こちらをご使用いただいても構いませんが、**評価結果は、必ず電子申請システムへ入力してください。**

(3) 応募者が選択した審査希望分野の番号です。
(「審査グループ一覧」を参考。)

(2) 2ページに記載の「審査グループ一覧」の各審査グループの番号です。

(7) 「補助要求額」の欄は、応募者が応募した**事業期間(最大5年)**に対応しており、応募のない年度は空欄又は「0」と表示されています。
「配分額」の欄は、採否が決定した際に使用する欄ですので、今回は記入の必要はありませんが既に継続の内約を受けている課題(継続課題)については、「配分額」欄に**その内約額**が表示されています。

(1) 応募を受けた際に、事務局で任意に付した番号です。

書面審査表の見方について（データベース（学術誌データベース）2）

種類	レコード数		公開開始年月	公開 利用 移 件 数 （ 件 ）	推 公 利 用 件 数 の 推 定 額 （ 件 ）	推 公 利 用 件 数 の 推 定 額 （ 件 ）	（ うち 海外 からの 論文 件数 ）	掲載（採用） （うち海外） （件） 審査中 （うち海外） （件） 不採用 （うち海外） （件）	期 間 （ 日 ）	掲載論文の 引用件数 （件）
	23年度分（件） 期間合計（件）	総データ量 23年度分（MB） 期間合計（MB） 平均入力 単価（円）								
書誌 数値	6,500	19年度	-	-	-	120	平均	800		
	52,500	20年度	-	-	300	60	200	1,234		
	200.6	21年度	0	0	0	10	最 短	650		
	1,350.0	22年度	0	0	0	50	60	1,143		
	304.0	23年度	5,000	0	50	2				
書誌 画像 音声 動画	1,000	19年度	0	0	0	60	平均	0		
	7,500	20年度	0	0	0	5	140	該当なし		
	8,560.0	21年度	12,458	0	140	10	最 短	0		
	52,500.0	22年度	36,000	0	3,600	50	30	0		
	145.0	23年度	50,000	10,000	5,000	2		該当なし		

(19) トヨタ・ロイター(旧トムソン・サイエンティフィック)による2008年及び2009年の引用件数及びImpact factor値が記入されています。なお、Impact factor値については「該当なし」と表示されます。

(8) データベースの種類として、「書誌」「数値」「画像」「音声」「動画」「その他」のうち、応募者が選択したものが表示されています。（「その他」についての具体的内容は計画調書を参考にしてください。）

(9) 上段は、「レコード数」について、平成23年度入力予定の件数(件)及び事業期間全体の件数(件)、中段は、「総データ容量」について、平成23年度入力予定の容量(MB)及び事業期間全体の容量(MB)が表示されています。また、下段には平成23年度に入力予定のレコード1件当たりの入力単価が表示されています。（平成23年度補助要求額の内訳のうち「入力作業委託費」及び「入力作業協力に対する謝金」を足した額を、平成23年度入力予定レコード件数で割った額です。）

(10) 当該データベースの公開を開始した年月、または、まだ公開していないものの公開開始を予定している年月が記入されています。

(11) 当該データベースにおける、平成19年度～21年度の延べアクセス件数の実績、22年度の見込み、23年度の予定が表示されています。また、それぞれ有償アクセス件数と国外からのアクセス件数について凶数として表示されています。

(12) 平成21年度に投稿された論文数が表示されています。その右欄には、そのうち「採用(掲載)された件数」、「審査中の件数」、「不採用になった件数」が、上から順に表示されています。なお、()内は、それぞれ、海外から投稿されたものの件数が、凶数として表示されています。

(13) 論文が投稿されてから掲載されるまでの期間について、平均期間、最短期間を日単位で表示しています。

(参考2)

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄）

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄）

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年 2月19日
一部改正 平成19年 5月23日
一部改正 平成19年10月 1日
一部改正 平成19年12月17日
一部改正 平成20年 9月25日
一部改正 平成21年 1月27日
一部改正 平成21年 9月29日
一部改正 平成22年 1月20日
一部改正 平成22年 5月26日
一部改正 平成22年 9月29日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) (略)
 - (2) 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) (略)
 - (4) (略)
- 五 推薦者 (略)
- 六 審査意見書作成者 (略)
- 七 評価協力者 (略)

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費の研究課題で研究進捗評価を受けていない研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 研究成果公開促進費の場合
 - (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 事業遂行における緊密な関係
(例えば、学術定期刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 (略)

3 (略)

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成20年10月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成21年2月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添11「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) （略）
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5)～(8) （略）

二 研究種目（審査区分）別の方針

- (1) 科学研究費（特別推進研究）
（略）
- (2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）
（略）
- (3) 科学研究費（奨励研究）
（略）
- (4) 研究成果公開促進費
 - ① 共通事項
 - ア 各分野への配分方法
各分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。
 - イ 多元的な評価指標に基づく審査
審査は、各種目ごとに設定された多元的な評価指標に基づき行うこととする。
なお、多元的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

② 「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項

ア 競争入札に係る取組状況

学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時までには、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

イ 経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

③ 個別事項

ア 学術定期刊行物

a 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制等により質の保証された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する欧文誌又は欧文抄録を有する和文誌のうち、重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

ただし、次の(a)～(f)に該当するものは選定しない。

- (a) 出版社の企画によって刊行するもの
- (b) 各年度の補助要求額が100万円未満のもの
- (c) 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの
- (d) 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの
- (e) 刊行経費に充当できる財源が原則として50%未満であるもの
- (f) 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)、(イ)の区分ごとに行う。

(ア) 「欧文誌」

「欧文誌」は、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上であるものから選定する。

「欧文誌」として採択されたもののうち、複数の学会等が協力体制をとって刊行(学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。)する国際競争力の高い欧文誌で、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものの中から「特定欧文総合誌」を選定する。選定に当たって、新たに創刊し間もないもの(3年まで)については、いずれかの要件を満たさない場合であっても、その後の計画も含めて総合的に判断することとする。

なお、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものであっても、「特定欧文総合誌」として審査されることを希望していないものは、「特定欧文総合誌」として選定しない。

- (a) 参加する団体及び出版社が明確であるもの
- (b) 作成及び販売における協力体制が確立しているもの
- (c) 査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図っているもの
- (d) 年4回以上発行しているもの
- (e) 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの

(f) 1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの

(イ) 「欧文抄録を有する和文誌」

「欧文抄録を有する和文誌」は、欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるものから、学問分野の性格上、高く評価されるものを選定する。

原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る。

- b 一つの学会等から複数の応募があった場合には、特に慎重に審査を行う。
- c 国際情報発信強化及び我が国の学術の振興と普及の観点から、以下のいずれかに該当する学術定期刊行物の形成及び効率的・安定的な刊行を目的として、応募のあった事業期間(最長4年)を限度として複数年度の内約を行うことができる。
 - ・海外の極めて競争力の高い学術誌に対抗しうるもの
 - ・当該分野の学術研究の発展及び国際交流に貢献すると特に認められるもの
- d 複数年度の内約を受けている学術定期刊行物のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

イ 学術図書

- a 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

ただし、次の(a)～(h)に該当するものは選定しない。

- (a) 既に類似の成果が刊行されているもの
 - (b) 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
 - (c) 学術研究の成果とは言い難いもの
 - (d) 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
 - (e) 出版社等の企画によって刊行するもの
 - (f) 市販しないもの
 - (g) 十分に市販性があるもの
 - (h) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの
- b 当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。
 - c 同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
 - d 同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
 - e 発行部数が2,000部以上のもの、及び定価が高額のもの、は、慎重に審査する。
 - f 翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間(2年)について内約を行う。

ウ データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

また、成果公開の選定に当たっては、次のa、bの区分ごとに行う。

- a 「研究成果データベース」

- (ア) 「研究成果データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)のすべての要件を満たすものから選定する。
- (a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。
 - ・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。
 - ・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。
 - ・国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。
 - ・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。
 - (b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。
 - (c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。
 - (d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であるもの。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。
- (ウ) 採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。
- 「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学術的貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間(最長5年)を限度として、複数年度の内約を行うことができる。
- (エ) 複数年度の内約を受けている「重点データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

b 「学術誌データベース」

- (ア) 「学術誌データベース」は、我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等(以下「学術団体等」という。)が作成するデータベースで、学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するものを、次の(a)～(c)のすべての要件を満たすものから選定する。
- (a) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子アーカイブ事業であること。(「学術定期刊行物」としても採択されるような学術誌であること。)
 - (b) 当該データベースの公開が継続できることが見込まれること。
 - (c) データベースを流通させるためのシステムを既に有する又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立されており、電子化された学術誌の公開計画が明確であること。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行う。
- (ウ) 採択された事業のうち、特に早期のデータベース構築が望まれるものについては、重点的かつ継続的な助成を行うこととし、応募のあった事業期間(最長5年)を限度とした、複数年度の内約を行うことができる。

- (エ) 複数年度の内約を受けている「学術誌データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

(5) 特別研究員奨励費

(略)

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び12小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「一般」)の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(C)(審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の成果公開 ・データベースの成果公開

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 審査・評価第一部会

(略)

二 審査・評価第二部会

(略)

三 審査第一部会

(略)

四 審査第二部会

(略)

五 審査第三部会

(略)

六 奨励研究部会

(略)

七 成果公開部会

(1) 学術定期刊行物

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごと(「欧文誌」の「配分予定枠」の設定に際しては、「欧文誌」と「特定欧文総合誌」をあらかじめ区分しないこととする。)に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～オのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
 - ア 各審査グループにおいて、「欧文誌」と「和文誌」の採択候補成果公開を選定する。
 - イ 各審査グループにおいて、選定した「欧文誌」の採択候補成果公開の中から「特定欧文総合誌」に値する候補成果公開の有無について検討する。
 - ウ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」に値する候補成果公開の有無について検討する。
 - エ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
 - オ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、以下のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
 - ア 各小委員会において、「欧文誌」及び「和文誌」の採択成果公開を決定する。
 - イ 各小委員会において、「特定欧文総合誌」及び「複数年の内約を行う成果公開」としての採択成果公開を決定する。
 - ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。
 - エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。
- ④ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。
- ⑤ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。
- ③ 運営小委員会及び各小委員会は、それぞれ「特定欧文総合誌」として採択された成果公開について、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」及び「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

(2) 学術図書

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開の決定及び補欠成果公開の選定を行う。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。
- ③ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠成果公開について、合議により採択成果公開を決定する。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
 - ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。
 - イ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
 - ウ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
 - ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。
 - イ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。
 - ウ 各小委員会は、補欠成果公開を選定する。
 - エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。
- ④ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開、「調整枠」による採択成果公開及び各小委員会が選定した補欠成果公開の採否を決定する。

〔各成果公開への配分額の調整〕

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、運営小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整

を行う。

(3) データベース

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごと(「研究成果データベース」と「学術誌データベース」をあらかじめ区分しないこととする。)に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
 - ア 各審査グループにおいて、「研究成果データベース」と「学術誌データベース」の採択候補成果公開を選定する。
 - イ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」(研究成果データベースにあっては「重点データベース」)に値する候補成果公開の有無について検討する。
 - ウ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
 - エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
 - ア 各小委員会において、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」の採択成果公開を決定する。
 - イ 各小委員会において、「複数年の内約を行う成果公開」(研究成果データベースにあっては「重点データベース」)としての採択成果公開を決定する。
 - ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。
 - エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。
- ④ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。
- ⑤ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」に

より、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

- ③ 運営小委員会及び各小委員会は、それぞれ学術誌データベースとして採択された成果公開のうち特に必要と認められたものについて、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」及び「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

(審査結果の開示)

第13条

一 特別推進研究

(略)

二 基盤研究(S)、若手研究(S)

(略)

三 基盤研究(A・B・C)、若手研究(A・B)、研究活動スタート支援

(略)

四 挑戦的萌芽研究

(略)

五 奨励研究

(略)

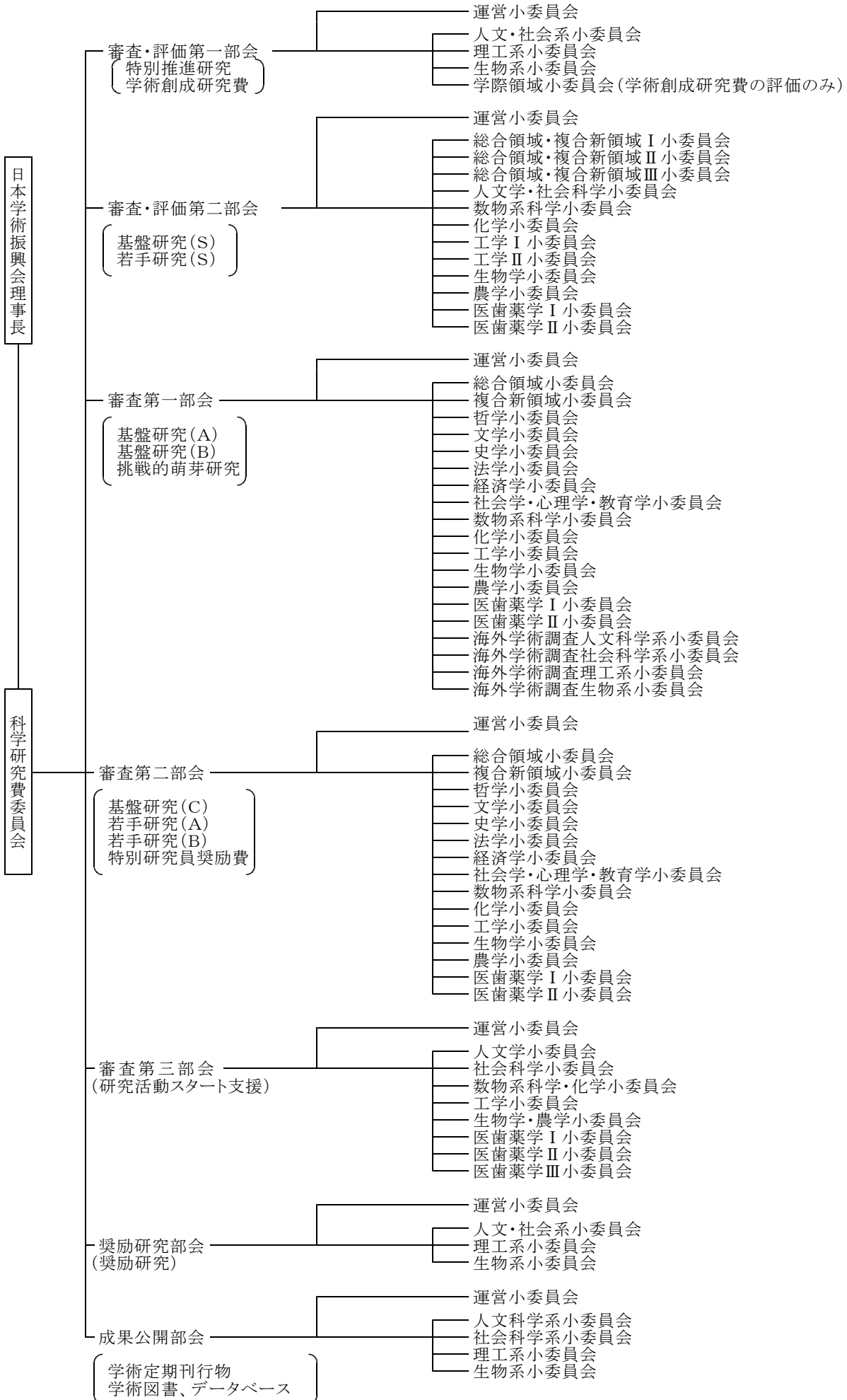
六 研究成果公開促進費

各審査委員の成果公開に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかった代表者に、当該成果公開の審査結果の所見を通知する。

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 事後評価 (略)

科学研究費委員会組織図



(参考3)

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の
審査の基本的考え方

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の 審査の基本的考え方

平成15年11月14日
科学技術・学術審議会決定
平成16年11月17日一部改正
平成17年11月24日一部改正
平成18年1月31日一部改正
平成18年11月21日一部改正
平成19年1月30日一部改正
平成19年11月20日一部改正
平成20年11月12日一部改正
平成21年11月26日一部改正
平成22年4月19日一部改正

独立行政法人日本学術振興会の「中期目標」（平成20年2月28日）に基づき定められた「中期計画」（平成20年3月28日認可）により、科学技術・学術審議会が示すこととされている、独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）は、以下のとおりとする。

- I この基本的考え方において、「研究課題」とは、科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。また、「成果公開」とは、研究成果公開促進費の対象となる個々の事業をいう。
- II 科学研究費補助金の配分は、別に文部科学省から示される金額の範囲内において行う。間接経費を措置する研究種目及び間接経費の額は、別に文部科学省から示されるとおりとする。
- III 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成21年2月内閣総理大臣決定）の趣旨及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成21年2月文部科学大臣決定）に則り、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、科学研究費補助金の効果的・効率的配分を図る。
- IV 配分審査に際しては、補助金の早期交付に十分配慮する。
- V 各研究種目共通の配分審査の考え方
 - 1 応募のあった研究課題及び成果公開の中から、各研究種目の目的、性格に即し、我が国の学術研究の動向に即して特に重要なものを選定する。
 - 2 研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、当該学問分野及び関連学問分野への貢献度等を考慮するとともに、当該研究者の従来研究成果をも厳正に評価し（「挑戦的萌芽研究」を除く。）、研究成果が期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、

学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

- 3 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 4 「特別推進研究」、「基盤研究」又は「若手研究」の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価し、他の新規に応募された研究課題と同等に扱い、厳正に審査を行う。
- 5 継続研究課題を完了し、研究期間を短縮した上で応募する新たな研究課題については、当初の到達目標を達成したかを別途評価し、新規応募が適切な場合に限り、新たな研究課題を審査すること。
- 6 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

VI 研究種目別の配分審査の考え方

1 科学研究費（「特別推進研究」）

- (1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。
- (2) 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- (3) 研究期間は、3年から5年以内とする。
- (4) 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い
研究計画の大幅な変更を行おうとする研究課題の継続の可否及び配分額については、合議による審査を行う。審査に際しては、必要に応じてヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。
- (5) 研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。
- (6) 他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い
他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合）については、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを判断する際の参考とする。

2 科学研究費（「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」）

〔共通事項〕

(1) 二段審査制

「基盤研究」（「基盤研究（S）」及び審査区分「海外学術調査」を除く。）、
「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」（「若手研究（S）」を除く。）に係る補助金の配分については、審査委員が個別に行う第1段審査と合議による第2段審査により行う。

- ア 第1段審査は、各研究課題について専門的見地から行う。
 - イ 第2段審査は、第1段審査の審査結果を基にして広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により行う。
- (2) 各専門分野への配分方法
- 「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとし、新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別紙2「科学研究費補助金(科学研究費)配分方式」により、算出した額を配分する。
- (3) 配分額の調整
- 上記の配分方法に加え必要に応じ下記の調整を行う。
- ア 人文・社会科学の研究の振興のための調整
 - イ 私立学校の振興に配慮し、私立大学等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
 - ウ 技術教育振興等への貢献度について配慮し、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
 - エ その他必要が認められる調整
- (4) 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続の研究課題の取扱い
- 研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。
- (5) 研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。
- (6) 他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い
- 他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合)については、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを判断する際の参考とする。

[個別事項]

- (1) 「基盤研究(S)」
- ア 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
 - イ 研究期間は、原則として5年間とする。
 - ウ 補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。
- (2) 「基盤研究(A・B・C)」
- 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- この場合、研究計画の性格により、次の2種類の審査区分に留意する。
- ① 「一般」
- ア 特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
 - イ 研究期間は、3年から5年以内とする。
- ② 「海外学術調査」
- ア 研究の対象及び方法において、主たる目的が国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。
 - イ 研究期間は、3年から5年以内とする。

- ウ 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。
- (3) 「挑戦的萌芽研究」
- ア 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。
- イ 研究期間は、3年以内とする。
- (4) 「若手研究 (S)」
- 新規応募研究課題の審査は行わない。
- (5) 「若手研究 (A・B)」
- ア 新規応募研究課題の開始年度の年齢が4月1日現在で39歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、特に「若手研究(A)」については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果を挙げることが期待できるものを選定する。
- イ 研究期間は、2年から4年以内とする。
- (6) 「研究活動スタート支援」
- ア 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- イ 研究期間は、2年以内とする。
- ウ 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。
- 3 科学研究費 (「奨励研究」)
- (1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。
- (2) 各専門分野への配分方法
- 各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和が図られるよう配慮する。
- (3) 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者 (大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。) が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題 (商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究 (市場動向調査を含む。) 及び業として行う受託研究を除く。) を選定する。
- (4) 研究期間は、1年とする。
- 4 研究成果公開促進費
- [共通事項]
- (1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各成果公開について、審査委員が個別に事前審査を行う。
- (2) 計画の大幅な変更を行おうとする継続の成果公開の取扱い
- 計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。
- (3) 各専門分野への配分方法
- 各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮す

る。

〔個別事項〕

(1) 「学術定期刊行物」

ア 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制等により質の保証された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する学術誌で、重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、4年以内とする。

(2) 「学術図書」

ア 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもので、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

(3) 「データベース」

ア 我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、5年以内とする。

5 特別研究員奨励費

(1) 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

(2) 研究期間は、3年以内とする。

6 学術創成研究費

(1) 新規応募研究課題の審査は行わない。

(2) 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続の研究課題の取扱い
研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、真にやむを得ない事情かどうかを十分に考慮し、その適否を決定する。

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成17年9月9日

(平成18年11月14日改正)

(平成19年12月14日改正)

(平成21年3月27日改正)

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。
なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。
この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とする。
- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。
この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。
- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。
この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。
なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。
- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。
なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。
- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。
なお、平成18年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。
- (4) 不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された研究者の番号及び応募制限期間については、関係府省の配分機関管理者が共通システムに登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。
- (5) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。
- (6) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別紙) 競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官
総務省情報通信国際戦略局技術政策課長
文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室長
厚生労働省大臣官房厚生科学課長
農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長
経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

科学研究費補助金(科学研究費)配分方式(「奨励研究」を除く。)

○各専門分野毎の研究費の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素： A = 当該研究種目(審査区分)の継続の研究課題の本年度分の内約額
B = 当該研究種目(審査区分)の本年度配分予定額
a = 当該研究種目(審査区分)の本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額申請分を含む)(C)に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額申請分を含む)(D)の構成比〔D/C〕
b = 当該研究種目(審査区分)の本年度新規応募研究課題数(E)に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数(F)の構成比〔F/E〕